

議案第61号

小松島市議会議員及び小松島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市議会議員及び小松島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年小松島市条例第21号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年6月10日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市議会議員及び小松島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

小松島市議会議員及び小松島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例（平成6年小松島市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条中「法第100条第1項」を「法第100条第4項」に改める。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第6条中「第8条第1号に定めるところにより算定した金額にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額」を「第8条に定める金額」に改める。

第8条中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の小松島市議会議員及び小松島市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。